

非常勤役員の報酬支払基準

[制定：平成20年3月31日]

[改正：平成20年4月1日]

第1 役員報酬等の規程第2条第4項に定める非常勤役員の報酬額は次のとおりとする。

第2 非常勤理事

6月1日及び12月1日に在職する者に支給し、その支給額は、6月20,000円に税額を加えた額、12月30,000円に税額を加えた額とする。

第3 非常勤監事

- 1 公認会計士及び税理士等の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が監事に選任された場合の報酬は、次のとおりとする。

報 酬 6月1日及び12月1日に在職する者に支給し、その支給額は、6月及び12月にそれぞれ385,000円に税額を加えた額とする。

- 2 前1に定める有資格者でない学識経験者が監事に選任された場合の報酬は、第2に定める報酬のほか、監事監査に先立って、法定監査に準じた事前の決算監査（仮決算を含む。）を実施した場合の報酬を、その執務日数に応じて、次のとおり支給する。

報 酬 事前監査に要した日数1日につき、20,000円に税額を加えた額とする。ただし、半日の場合は10,000円に税額を加えた額とする。

附 則 平成20年3月31日制定
この基準は、平成20年4月1日から施行する。